

標題

キプロス籍船への EC 船用機器指令の適用について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0591  
発行日 2004 年 7 月 8 日

各位

このたび、キプロス政府より、同国の EU 加盟に伴い、同国内法に EC 船用機器指令を取り込んだ旨、通知がありましたのでお知らせします。

これにより、2004 年 5 月 1 日以降にキールが据え付けられた船舶またはこれと同様な建造段階にある船舶に設置する機器・材料で、EC 船用機器指令の対象品目にあつては、同指令に適合したものを設置する必要があります。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)  
本部 管理センター 材料艀装部  
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)  
Tel.: 03-5226-2020  
Fax: 03-5226-2057  
E-mail: eqd@classnk.or.jp

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。